

谷中五丁目遺贈地管理運営業務委託仕様書（案）

1 施設概要

- (1) 名称 谷中五丁目遺贈地
- (2) 所在地 台東区谷中五丁目9-2
- (3) 敷地面積 431.07㎡
- (4) 建物規模 建築面積 ●●●㎡
延床面積 ●●●㎡
- (5) 運営日時 9時～18時 年中無休
※ただし、区が指定する日を閉鎖する場合がある。
- (6) 活用方針 日常的には地域住民や来街者が集う、憩い・ふれあいの広場として、地域の魅力向上につなげる。
災害時は防災に資する機能を提供する。
- (7) 用途 整備内容による。

2 委託期間

令和8年●月●日から令和9年3月31日まで

3 委託内容

- (1) 広場清掃業務（日常清掃・定期清掃）
- (2) 樹木管理業務
- (3) 建物清掃業務
- (4) 運営業務

※(1)(2)(3)は整備内容に応じ、「台東区清掃業務標準仕様書」「台東区清掃業務要領」及び「東京都台東区公園等維持標準仕様書」に準じる。

※(4)は提案による。

※利用者からの問合せ先を設けること。また、運営時間内は電話対応すること。

4 業務計画及び報告書の提出

(1) 業務計画

受託者は、本仕様書に定められた業務を遂行するために必要な人員を確保し、総括管理責任者、業務分担責任者、組織体系を定め、委託者と協議し、あらかじめ承認を受けること。増員また従事者に役割分担等を指示し、勤務ローテーションを定め、受託業務に支障がないように最善を尽くすこと。

(2) 報告書

受託者は、業務に関係する必要な記録簿等を一か月単位・年度単位ごとに作成し、提出すること。一か月単位の報告書は翌月10日までに、年度単位の報告書は翌年度4月10日までに区へ提出し、確認を受けること。

5 経費の負担

(1) 委託者の負担

ア 業務遂行に必要な光熱水費

ただし受託者は、水、電気の使用にあたっては必要最小限にとどめ、省エネを心掛けること。

また、収益活動に係る光熱水費は受託者の負担とし、支払については区の指示に従うこと。

イ 付帯設備及び備品にかかる維持管理費

(2) 受託者の負担

ア 業務遂行に要する経費【事務用消耗品・制服・名札・靴・PC・スマートフォン等】

イ 業務遂行に要する清掃機材

ウ 樹木管理にかかる機材一式（消耗品含む）

エ 業務遂行に必要な通信費

オ その他業務遂行に必要な経費

6 支払方法

支払は1か月毎とし、当該期間の業務完了後、報告書を提出し、受託者からの請求により行うものとする。

7 一般的事項

(1) 受託者は、自己の責任において従事者の指導教育及びサービスの維持向上を図るとともに、従事者の定着に努めること。

(2) 受託者は、本契約の履行にあたり、「個人情報を取扱う業務委託契約の特記事項」を遵守すること。また、業務上知り得た秘密を他にもらし、または自己の利益のために利用してはならない。なお、委託期間終了後及び従事者が職務を退いた後も同様とする。

(3) 受託者は、本委託業務を遂行するにあたり、従事者に対して使用者として法律に規定されたすべての義務を負うものとする。

(4) 本仕様書に定める内容に従い従事者の健康、安全性を常に留意し、事故発生の防止に努めること。

(5) 受託者は、従事者に対して、それぞれ従事する業務の内容に適した制服を着用させ、従事職員であることを明確にするため、各人に名札を着用させること。

- (6) 本委託業務が完了したときは、ただちに関係書類、帳簿類及び区が貸与した物品を区に返還すること。
- (7) 受託者は、業務履行上受託者の責めに帰すべき事由により委託者又は、第三者に損害を与えた場合は、その責任において賠償する。なお、賠償の大小にかかわらず、損害を与えた場合は直ちに委託者に報告するものとする。
- (8) 受託者において、最も早い時間に勤務する者が開錠をし、最も遅い時間に退出する者が施錠をすること。貸与した鍵等は、慎重に取扱い、業務を遂行するために必要な時間と場所に限って使用すること。
- (9) 委託者は、服務状況が明らかに不相当であると認められる者を変更する旨を協議することができる。
- (10) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
1. ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
 2. 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。
 3. できるだけ低公害・低燃費な自動車を使用するよう努めること。
- なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。
- (11) 障害者差別解消法の遵守について
本契約の履行に当たって、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）及び関係府省庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針を遵守すること。
- (12) 道路交通法等の遵守について
本契約の履行に当たり、自転車を利用する際には、受託者の責任においてヘルメットの着用を努める等、道路交通法その他の自転車の利用に関する法令及び都・区条例の規定を遵守すること。
- (13) 受託者は、本委託業務の実施に当たっては常に整理整頓を行い、危険な場所や危険が発生するおそれがある場合は、委託者へ報告のうえ、必要な安全措置を講じ、事故防止に努める。特に、火気等防火には十分注意すること。
- (14) 受託者は、災害が発生し重大な危険が予想される場合に備えて、避難誘導計画を策定し、非常時の連絡体制や対応方法につき予め委託者の了承を得て、それらが発生したときは来場者の安全確保に努め委託者に通報するとともに、防災関係機関との連絡調整を行うものとする。

- (15) 受託者は、必要な範囲において区が実施する業務に協力すること。
- (16) 受託者は、イベント等が開催され、谷中五丁目遺贈地の来場者が通常より大幅に増加することが見込まれる際には、区と事前に協議のうえ人員を通常より増やす等により体制を整えて対応すること。
- (17) 本委託業務に関連する法規を遵守すること。また、関係官庁との連絡及び関連法規に基づく資料等の作成は、本委託業務に含むものとする。
- (18) 本仕様書と現場の状況に相違がある場合は、原則として現場の状況に応じて委託業務を履行すること。
- (19) 受託者は、委託期間の満了の場合等円滑な業務の引継ぎに協力すること。
- (20) 本仕様書に疑義を生じたとき又は、定めのない事項については、区と協議のうえ決定するものとする。

担当 地域整備第三課

TEL 03-5246-1365